

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏名 株式会社クルーズ  
代表取締役 西山 厚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 令和 3年 2月 9日

許可の有効年月日 令和10年 2月 8日

### 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上16種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

(以上9種類)

### 2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面のとおり)

(1) 施設所在地：東京都足立区堀之内一丁目16番11号

(2) 施設所在地：東京都足立区扇二丁目16番18号

### 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として7時から19時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

### 4 許可の更新・変更の状況

平成 13年 2月 9日 新規許可

令和 3年 2月 9日 更新許可 第4回

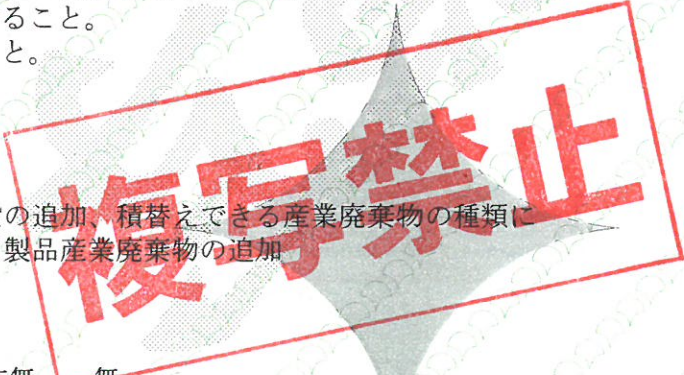
令和 4年 5月 18日 変更届

積替え保管施設の追加、積替えできる産業廃棄物の種類に汚泥、水銀使用製品産業廃棄物の追加

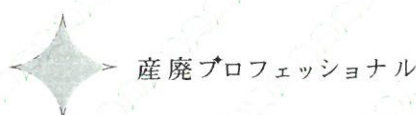
### 5 積替え許可の有無 無

### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



都認定番号:5-20-E0013



(裏面)

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区堀之内一丁目16番11号

積替え保管面積：695.1㎡ 最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃油	ドラム缶5個	1.0 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類	8m <sup>3</sup> コンテナ1個	8.0 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	フレコンバッグ20個	20.0 m <sup>3</sup>
	10m <sup>3</sup> コンテナ1個	10.0 m <sup>3</sup>
	8m <sup>3</sup> コンテナ2個	16.0 m <sup>3</sup>
	直置き	42.6 m <sup>3</sup>
	直置き	5.3 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	8m <sup>3</sup> コンテナ1個	8.0 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。） 紙くず、木くず（石綿含有産業廃棄物との混合物に限る。）	8m <sup>3</sup> コンテナ1個	8.0 m <sup>3</sup>
紙くず	8m <sup>3</sup> コンテナ1個	8.0 m <sup>3</sup>
木くず	18m <sup>3</sup> コンテナ1個	18.0 m <sup>3</sup>
金属くず	8m <sup>3</sup> コンテナ1個	8.0 m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	18m <sup>3</sup> コンテナ1個	18.0 m <sup>3</sup>
	保管量合計	170.9 m <sup>3</sup>

施設所在地：東京都足立区扇二丁目16番18号

積替え保管面積：105.78㎡ 最大保管高さ：2.4m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）	専用ラック1台	12.3 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	0.5m <sup>3</sup> ドラム缶2個	1.00 m <sup>3</sup>
汚泥、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃消火器に限る。）	1.77m <sup>3</sup> コンテナ1個	1.77 m <sup>3</sup>
	保管量合計	15.0 m <sup>3</sup>

(以下余白)

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏名 株式会社クルーズ

代表取締役 西山 厚

法人にあっては名称  
及び代表者の氏名

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治

許可の年月日 令和3年3月19日  
(初回許可年月日 平成13年3月8日)  
許可の有効年月日 令和10年3月7日

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

燃え殻、汚泥（※1※2）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、鉱さい、がれき類（※1）、ばいじん

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年3月19日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

複写禁止

## 備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏名 株式会社クルーズ  
代表取締役 西山 厚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 3月 5日

許可の有効年月日 令和10年 2月29日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻

汚泥(\*) (#1)

廃油

廃酸

廃アルカリ

廃プラスチック類(\*) (#1)

紙くず

木くず

繊維くず

動植物性残さ

ゴムくず

金属くず (#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)

鉱さい

がれき類(\*)

ばいじん

以上16種類

- ※ 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。  
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。  
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件  
特になし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成13年 3月 1日	指令東環第6782号	新規許可
平成18年 3月23日	指令東環第23967号	変更許可
平成20年11月12日	—	変更届（住所及び商号）
令和 3年 3月 5日	指令産廃第9-1603号	更新許可（優良認定）
令和 4年 8月 2日	—	変更届（石綿含有産業廃棄物の汚泥の明示）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

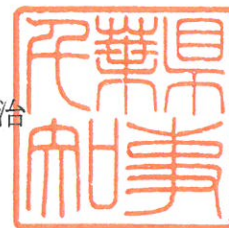
住 所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏 名 株式会社 クルーズ  
代表取締役 西山 厚

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 令和3年2月15日

許可の有効年月日 令和10年2月14日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ ゴムくず、シ 金属くず（自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ス ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、セ 鉋さい、ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、タ ばいじん

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年2月15日 新規許可  
令和3年2月15日 更新許可（優良認定）

## 4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

複写禁止

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏 名 株式会社クルーズ

代表取締役 西山厚

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 5年10月 7日

許可の有効期限 令和12年10月 6日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鋤さい、⑮がれき類、⑯ばいじん（以上16種類）

※②については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑯については、石綿含有産業廃棄物を含む。

## 2 許可の条件

なし

## 3 許可の更新、変更の状況

平成15年10月 7日	新規許可
平成20年10月 7日	更新許可
平成25年10月 7日	更新許可
平成30年10月 7日	更新許可

複写禁止

令和 5年10月 7日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可番号 00900074567

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏名 株式会社クルーズ  
代表取締役 西山 厚

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富一



許可の年月日 令和5(2023)年10月17日

許可の有効年月日 令和12(2030)年10月16日

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集・運搬（積替えを除く。）
- 
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

種類	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	条件等
燃え殻	—	—	—	
汚泥	○	○	—	
廃油	—	—	—	
廃酸	—	—	—	
廃アルカリ	—	—	—	
廃プラスチック類	○	○	—	
紙くず	—	—	—	
木くず	—	—	—	
繊維くず	—	—	—	
動植物性残さ	—	—	—	
ゴムくず	—	—	—	
金属くず	—	○	—	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—	
鋳さい	—	—	—	
がれき類	○	—	—	
ばいじん	—	—	—	

2. 積替・保管施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成15(2003)年10月17日  
更新許可 令和5(2023)年10月17日

更新4回目

5. 積替え許可の有無（県内の政令市における許可） 有 ・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

取扱窓口

資源循環推進課

複写禁止



許可番号 00801074567

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区江北五丁目13番5号  
 氏名 株式会社 タルーズ  
 代表取締役 西山 厚  
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
~~第14条の2第1項~~

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 令和 5 年 11 月 20 日  
 許可の有効年月日 令和 1 2 年 9 月 2 1 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(\*7)、汚泥(\*4)(\*6)(\*7)、廃油(\*5)、廃酸(\*5)(\*7)、廃アルカリ(\*5)(\*7)、廃プラスチック類(\*2)(\*4)(\*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(\*2)(\*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(\*2)(\*4)(\*6)、鋳さい(\*7)、がれき類(\*4) 以上15種類

(※) 記載品目については、(\*2) 自動車等破砕物を含む、(\*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(\*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(\*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(\*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし。

3. 許可の条件  
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成 15 年 9 月 22 日	新規許可	令和 5 年 11 月 20 日	更新許可（優良認定）
平成 20 年 9 月 22 日	更新許可		以下余白
平成 20 年 11 月 13 日	変更届（名称、住所の変更）		
平成 25 年 11 月 15 日	更新許可		
平成 30 年 11 月 9 日	更新許可		

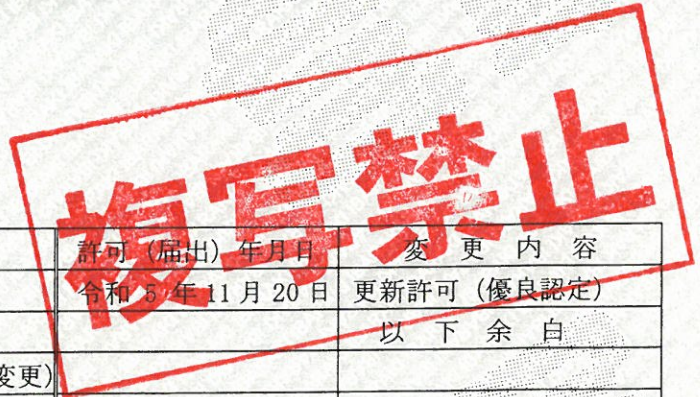
5. 積替え許可の有無 有・無  
 （積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区江北五丁目13番5号  
氏名 株式会社 クルーズ  
代表取締役 西山 厚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和 2年 7月 22日

許可の有効年月日 令和 9年 7月 21日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ばいじん

以上 14品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成22年 7月 22日 新規許可  
平成27年11月17日 更新許可  
令和 2年10月 2日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無



## 産業廃棄物収集運搬業許可証

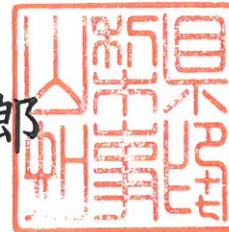
優良

住所 東京都足立区江北五丁目13番5号  
氏名 株式会社クルーズ  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 西山 厚

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

長崎 幸太郎



許可の年月日 令和3年9月5日

許可の有効年月日 令和10年9月4日

## 1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん 以上15種類 ※ ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成23年 9月 5日	新規許可
令和 3年11月12日	許可の更新

5 積替え許可の有無

有 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 無

複写禁止

許可番号 第00707074567号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都足立区江北五丁目13番5号

氏 名 株式会社クルーズ  
代表取締役 西山厚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日  
許可の有効年月日

令和4年1月25日  
令和10年12月7日

## 1 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）  
(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑭がれき類⑮ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
以上15種類

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

\*\*\*\*\*

## 4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成23年12月8日  
更新許可年月日 平成28年12月16日（有効期間 平成28年12月8日～令和3年12月7日）  
更新許可（優良認定）年月日 令和4年1月25日（有効期間 令和3年12月8日～令和10年12月7日）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

複写禁止